

四半期報告書

(第104期第1四半期)

自 平成26年4月1日
至 平成26年6月30日

宝ホールディングス株式会社

E00396

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(6) 大株主の状況	9
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	10

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【四半期会計期間】	第104期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿本 敏男
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第1四半期 連結累計期間	第104期 第1四半期 連結累計期間	第103期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	46,953	50,025	209,568
経常利益 (百万円)	20	1,486	9,909
四半期(当期)純利益又は四半期純損失△(百万円)	△86	811	10,280
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,364	149	25,851
純資産額 (百万円)	114,956	144,714	146,422
総資産額 (百万円)	205,847	233,915	238,577
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額△(円) (△)	△0.43	4.03	50.83
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	50.81
自己資本比率 (%)	48.7	51.3	50.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第104期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第103期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費税増税とともに駆け込み需要の反動がありました。その影響は徐々に緩和され、景気は穏やかに回復してまいりました。

このような環境のなか、当社グループでは、長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」の実現へ向け、「国内では収益力の向上、海外では事業の拡大・伸長に取り組むとともに、バイオ事業の成長加速により、環境変化に強いバランスのとれた事業構造に変革していく」ことを基本方針とする3カ年の中期経営計画「TaKaRaグループ中期経営計画2016」のもと、更なるグループ企業価値の向上を目指しております。

国内酒類事業においては、多様化する消費者嗜好に対応したオリジナリティある新製品の開発やブランド育成に注力し、また調味料・酒精事業においても顧客企業に対し、差異化されたユーザーニーズに応える商品提案を行うことにより、売上高の拡大を図っております。

海外酒類事業、海外日本食材卸事業では、両事業を通じて日本食文化を世界に広げることによって事業成長を加速させることを目指しております。

バイオ事業では、長年培われたバイオテクノロジーを活用し、バイオ産業支援事業、遺伝子医療事業、医食品バイオ事業の3つの領域に経営資源を集中し、業績の向上に努めました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前連結会計年度に連結した子会社の売上が新たに加わったこと、円安による海外子会社の売上の増加があったことにより、前年同期比106.5%の50,025百万円となりました。また、売上高の増加にともない売上総利益も前年同期比109.3%の18,994百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、前年同期比101.1%の17,811百万円となりましたので、営業損益は、前年同期の241百万円の営業損失から1,182百万円の営業利益と大幅に改善いたしました。営業外損益では、受取配当金や持分法による投資利益が増加したため、経常利益も前年同期の20百万円から1,486百万円と大幅な増益となりました。

特別損益では、固定資産除売却損などがありました。税金等調整前四半期純利益も前年同期に比べ大幅に増加し1,411百万円となり、四半期純損益も前年同期の86百万円の四半期純損失から811百万円の四半期純利益となりました。

セグメントの業績の概要は次のとおりであります。

[宝酒造グループ]

当四半期の売上高は、酒類ではソフトアルコール飲料は減少いたしましたが、「松竹梅白壁蔵「澪」スパークリング清酒」が好調に推移した清酒が増加し、酒類全体では微増となりました。調味料では消費税増税による駆け込み需要の反動減によりみりんが減少したほか、原料用アルコール等や物流も減少いたしました。

一方、前連結会計年度に連結子会社としたTAZAKI FOODS LTD.（英国）、COMIMPORT DISTRIBUCIÓN S.L.（スペイン）等の売上が加わったことにより海外日本食材卸が大幅に増加したため、当セグメント全体では前年同期比105.7%の44,370百万円と増収となりました。

売上原価は、売上高の増加につれて、前年同期比105.1%の28,623百万円と増加したため、売上総利益も前年同期比106.9%の15,746百万円となりました。販売費及び一般管理費は人件費や管理費が増加したものの広告宣伝費の減少により、前年同期比100.3%の14,916百万円にとどまったため、セグメント営業損益は830百万円の営業利益（前年同期は134百万円の営業損失）となりました。

[タカラバイオグループ]

当四半期の売上高は、主力の研究用試薬が円安の影響もあり前年同期を上回ったため、前年同期比114.6%の4,779百万円となりました。売上原価は、品目別の原価率の違いにより原価率が低下し、前年同期比102.4%の2,024百万円となりましたので、売上総利益は、前年同期比125.6%の2,754百万円となりました。販売費及び一般管理費は、人件費等の増加により、前年同期比105.4%の2,689百万円となりましたものの、セグメント営業利益は65百万円（前年同期は358百万円の営業損失）となりました。

[宝ヘルスケア]

当四半期の売上高は、注力しているフコイダン関連製品やイソサミジン関連製品の好調により、前年同期比131.6%の385百万円と大幅な増収となりました。売上の増加により売上総利益も増加しましたが、販売費及び一般管理費は前年同期に比べ減少したため、セグメント営業損益は9百万円の営業利益（前年同期は39百万円の営業損失）となりました。

[その他]

報告セグメント以外のその他のセグメントの売上高は前年同期比95.9%の1,594百万円となり、営業利益は前年同期比22.3%の6百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成18年5月15日の当社取締役会決議により、「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」を導入し、同年6月29日の取締役会で維持する旨の決議を行いました。

しかし、株主の皆様の意思をより多く反映させることができるとの考え方から、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、買収防衛策の導入を当社の株主総会にお諮りして株主の皆様の決議に付すこと、及び、対抗措置発動の判断は、原則として当社の株主総会での決議をもって執り行うこと、といった内容を有する買収防衛策に変更することを決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、当買収防衛策の導入が承認可決されました。また、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、当買収防衛策の一部変更及び継続を決議し、同年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、承認可決されました。その有効期間は、平成25年に開催される当社定時株主総会の終結の時までとし、平成25年に開催される当該定時株主総会において、改めて、株主の皆様に、当買収防衛策を維持するか否かをご判断いただくこととしておりました。

そこで、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、当買収防衛策の継続を決議し、同年6月27日開催の当社第102回定時株主総会において、承認可決されました。

以下はその概要であり、当買収防衛策の全文につきましては、当社ホームページ（<http://www.takara.co.jp/>）平成25年5月9日付プレスリリース「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上に関する取り組み

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えております。当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様の共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社及び当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念の下、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活文化、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしてまいりました。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するため、平成14年には、酒類・食品事業（現：酒類・調味料事業）を主たる事業領域とする宝酒造グループと、バイオ事業を主たる事業領域とするタカラバイオグループを傘下に置く持株会社体制に移行しました。その後、平成18年には、宝酒造グループの機能性食品事業とタカラバイオグループの健康志向食品事業とのシナジーを最大化するため、グループ内の事業を再編し、健康食品事業を推進する宝ヘルスケア株式会社を設立しました。このように、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求してまいりました。このような取り組みを通じて、当社グループは、酒類・調味料事業を安定的な収益基盤とし、バイオ事業と健康食品事業という有望な将来性のある成長事業を有する独自の強固な事業ポートフォリオを築いてきましたが、この事業ポートフォリオをベースに、国内はもとより海外においても事業を伸ばし、さらに環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立するため、平成23年には、10年間の長期経営ビジョン「TaKaRaグループ・ビジョン2020」を策定しました。「TaKaRaグループ・ビジョン2020」では、「国内外の強み

を活かせる市場で事業を伸ばし、環境変化に強いバランスのとれた事業構造を確立する」ことを経営目標に、技術に裏付けられた安心・安全な商品やサービスを世界中にお届けとともに、医療の進歩に貢献し、世界の人々の暮らしを豊かなものにしていくことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、事業会社グループの主たる事業である酒類・調味料事業とバイオ事業、健康食品事業という異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

また、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等の濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に設定し（あるいは明確にしないで）、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等、株主共同の利益を害することが明らかな者が含まれている場合もありますが、そのような者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者となることが適当でないことは、明白であると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について以上のように考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設ける必要があると考えております。

（2）基本方針に則って当社が取り組んでいる将来にわたる株主共同の利益の向上策

当社グループは、基本方針を実現するために、「酒類・調味料事業で安定的な収益をあげ、健康食品事業を将来の成長事業に育成し、バイオ事業（特に遺伝子医療事業）で大きく飛躍する」という方向性に基づいて事業を推進し、企業価値の持続的な向上に取り組んでおります。

なお、各事業の主な戦略は以下のとおりです。

●酒類・調味料事業（宝酒造グループ）

持続的に安定した利益を創出し、当社グループの確固たるキャッシュフローを下支えする事業として、国内における収益力の強化に努める。同時に、海外において積極的に事業拡大を図る。

●バイオ事業（タカラバイオグループ）

タカラバイオグループの収益基盤である遺伝子工学研究事業のさらなる事業拡大を進めるとともに、医食品バイオ事業を第2の収益事業へと育成する。同時に、これらの事業から得た収益を遺伝子医療事業に投入し、遺伝子治療の商業化に向けた臨床開発プロジェクトを積極的に推進することで将来キャッシュフローの最大化を目指す。

●健康食品事業（宝ヘルスケア株式会社）

タカラバイオ㈱の研究に裏付けられた健康食品および健康食品素材について、通信販売やB to B市場における売上拡大を図り、将来の成長事業として確立できるよう、事業基盤の構築を進める。

また、当社グループは、企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーから信頼されることによって、持続的な企業価値の向上が可能になると考えています。このような認識の下、当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と捉え、以下の体制を敷いております。

具体的には、四半期報告書提出日現在（平成26年8月8日）、当社は、9名の取締役（うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役）で構成される取締役会のほか、監査役制度を採用しております。5名の監査役のうち3名は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査しています。また、経営環境への迅速な対応、取締役の経営責任の明確化のために、取締役の任期は1年としております。なお、四半期報告書提出日現在、社外取締役1名及び社外監査役2名の計3名を独立役員として指定しております。

以上のとおり、当社グループは、将来にわたり株主共同の利益を最大化するために、基本方針に則った取り組みに基づき、日々の事業活動を行っております。

2. 本プラン導入・継続の目的

当社は、前記1.(1)のとおり、株主共同の利益を確保し、又は向上させるために基本方針を設けているところ、基本方針に照らして相応しくない者によって、財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、もって、株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を策定することが望ましいと考えております。

また、株主の皆様が、当社取締役会の事前の賛同を得ずに寛容する場合において、当該買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの判断を行う際には、必要十分な情報の提供を受け、かつ、一定の検討期間が確保された熟慮の上で意思決定を行うことが可能となる体制を確保することが、株主共同の利益を確保し、又は向上することに資するものと考えております。

さらには、特定の株主グループの買付行為に対して対抗措置（詳細は、後記3-2.をご参照願います。）の発動を行う場合には、当社取締役会による恣意的な判断を可及的に排除するため、大規模買付者（後記3-1.において定義します。）が大規模買付ルール（後記3-2.において定義します。）を遵守しなかった場合を除き、対抗措置発動の是非を株主の皆様にご判断いただくこととし、当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てに関する事項の決定に係る議案をお諮りすることとします。このように、対抗措置の発動にあたって株主の皆様の意思を反映することは、株主共同の利益の確保、又は向上に資するものと考えております。

このような考えに基づき、当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、本プランの内容を決議し、同年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、本プランを導入しました。

その後、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、本プランの継続をご承認いただいた以降、四半期報告書提出日現在までの間に、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用可能性があるような、当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識してはおりませんが、将来において、そのような者が現れる可能性は依然として否定できません。

そこで、株主共同の利益を害する買付行為から株主共同の利益を保護し、当社株主の皆様が、経営支配権の異動が生じ得る場面において、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断すること及び当該買付行為に対して対抗措置を発動することの是非を判断することができるよう、本プランを継続します。

3. 本プランの概要

3-1. 本プランの適用の要件

(1) 大規模買付者による大規模買付行為に適用される

ア 大規模買付行為

⇒特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為は除く。）

（注1）「特定株主グループ」とは、①当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、又は②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものも含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいう。）を意味し、以下同じとする。

（注2）「議決権割合」とは、①特定株主グループが、前記（注1）の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）をいい、②特定株主グループが、前記（注1）の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいい、以下同じとする。

（注3）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとする。

イ 大規模買付者

⇒大規模買付行為を行おうとする者

(2) 大規模買付者は、大規模買付行為を行うにあたり、大規模買付ルールを遵守しなければならない。

3-2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルール<1>

大規模買付者は、当社取締役会に対して、事前に大規模買付行為に関する必要十分な情報を提出すること

ア 当社取締役会が大規模買付者に対して提出を求めるもの

■意向表明書

⇒名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」という。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した当社所定の書面

■必要情報

⇒意向表明書受領の翌日から5営業日以内に、当社取締役会が大規模買付者に対して交付する必要情報リストに基づいて提出を求める情報（必要情報リストに基づいて提出を求める情報は、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要な情報に限定されるものとする。）

イ 必要情報の十分性についての判断

大規模買付者から情報が提出された場合、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家（以下「外部専門家」という。）の意見、助言等も参考にして、大規模買付者から提出された情報が当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分であるか否かについての検討を行い、必要情報として十分ではないと判断した場合には、大規模買付者に対して、改めて必要な情報を提出するよう求めるものとし、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要情報として十分な情報が提出された日を検討期間（後記(2)アにおいて定義する。以下、同じ。）の開始日（以下「検討期間開始日」という。）として、買付提案についての検討を開始する。なお、検討期間開始日は、必要情報リストに基づいて大規模買付者から最初の情報提供があった日（以下、「初回情報提供日」という。）から最大30営業日以内とし、必要情報として十分な情報が揃わない場合であっても初回情報提供日から30営業日が経過したときは、直ちに検討期間を開始するものとする。また、初回情報提供日から30営業日が経過する前であっても、必要情報として十分な情報が提出された場合には、直ちに検討期間を開始するものとする。

(2) 大規模買付ルール<2>

ア (a) すべての大規模買付者は、検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による買付提案の評価検討が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

ア (b) 検討期間開始日から30営業日を上限とする当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、対抗措置発動の必要性・相当性があり、対抗措置の発動を株主が判断する必要があると判断し、その旨を決議し、公表した場合（以下、公表を行った日を「検討期間終了日」という。）、当該買付提案を行った大規模買付者については、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定に係る議案を付議するために検討期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会（以下「株主意思確認株主総会」という。なお、事務手続上の理由から、検討期間終了日から60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催できない場合は、遅滞なく準備を進め、事務手続上可能かつ合理的な最も早い営業日において開催するものとする。）が終了するまでは、大規模買付行為を開始してはならないこと

ア 当社取締役会による検討期間

当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提出が十分に行われた日を検討期間開始日として、検討期間開始日から最大30営業日以内の間、外部専門家の意見も参考にして、買付提案を評価検討し、対抗措置発動の必要性・相当性の有無について決議を行い、当該決議の結果を公表する。

イ 買付提案が変更された場合

大規模買付者が、検討期間開始日以降に、買付提案について変更を行う場合には、変更後の買付提案（以下「変更買付提案」という。）に係る必要情報を当社取締役会に提供しなければならないものとし、当社取締役会は必要情報として十分な情報の提出があった日を新たな検討期間開始日として検討を開始する。なお、変更買付提案に係る検討期間開始日は、大規模買付者から変更買付提案に係る最初の情報提供があった日から最大30営業日以内とする。

(3) 大規模買付者への対応

ア 大規模買付ルールが遵守された場合

■当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

⇒大規模買付者は、当社取締役会の決議の結果が公表された日の翌日から大規模買付行為を開始することができる。

■当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

⇒大規模買付者に対する対抗措置を発動するか否かの判断を株主が行うために、原則として検討期間終了後60営業日以内に株主意思確認株主総会を開催する。

⇒株主意思確認株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項に係る議案が可決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動し、否決された場合には本プランに基づく対抗措置を発動しないものとする。

イ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

⇒大規模買付ルールに明白に違反していることが明らかとなった時点で対抗措置を発動する。

ウ 対抗措置の内容

一定の者の行使を制限する行使条件、取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを行う。

4. 株主及び投資家に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響

導入時点では株主及び投資家の権利関係への影響はありません。

(2) 株主意思確認株主総会を開催する場合において株主及び投資家に与える影響

株主意思確認株主総会で議決権を行使できる株主を確定するために一定の日を基準日として公告するので、基準日の最終の株主名簿に株主として記録される必要があります。

(3) 対抗措置の発動時において株主及び投資家に与える影響

割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、割当てを受けた株主が、所定の行使期間内に、権利行使を行わなかった場合、他の株主による本新株予約権の行使により議決権比率及び経済的価値が低下します（ただし、取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合、議決権比率の低下は生じません。）。また、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日より前までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が本新株予約権の無償取得を行う場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値が希薄化することを前提として当社株式の売買を行った株主又は投資家は、株価の変動により不測の損額が生じる可能性があります。

(4) 対抗措置の発動時において株主に必要となる手続

株主の申込み手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当基準日における株主名簿に株主として記録されている必要があります。

(5) 当社による本新株予約権の取得に伴って必要となる手続

当社が、当社取締役会が定める一定の日において、本新株予約権を取得する際には、株主に、自身が大規模買付者に該当しないことを証する書面等の提出を求める場合があります。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、会社法及び金融商品取引法等の各種法令、その他金融商品取引所が定める規則に合致しております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上を目的として導入すること

本プランは、当社グループの株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として導入するものであり、株主が必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、買付提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断できる仕組となっております。

(3) 株主の意思を反映するものであること

本プランは、平成19年6月28日開催の当社第96回定時株主総会において、新株予約権の無償割当ての決定機関に関する定款変更案及び新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって導入されており、その導入に株主の意思が反映されております。また、平成22年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されたことをもって継続されております。さらに、今回の継続についても、平成25年6月27日開催の当社第102回定時株主総会において、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件としており、株主の意思が反映されております。また、実際に大規模買付者が登場した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認株主総会において、その是非を株主が判断することとしており、株主の意思が十分に反映できる内容となっております。

(4) デットハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデットハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年となっており、いわゆるスロー・ハンド型（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

以上

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は792百万円（セグメント間の取引消去後）であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	870,000,000
計	870,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成26年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	217,699,743	217,699,743	東京証券取引所の市場第一部	単元株式数 100株（注）
計	217,699,743	217,699,743	—	—

(注) 平成26年5月8日開催の取締役会における決議に基づき、平成26年7月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	217,699,743	—	13,226	—	3,158

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 16,473,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 200,037,000	200,037	—
単元未満株式	普通株式 1,189,743	—	—
発行済株式総数	217,699,743	—	—
総株主の議決権	—	200,037	—

② 【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
宝ホールディングス㈱	京都市下京区四条通烏 丸東入長刀鉾町20番地	16,473,000	—	16,473,000	7.57
計	—	16,473,000	—	16,473,000	7.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	41,015	38,381
受取手形及び売掛金	51,901	50,392
有価証券	21,534	18,013
商品及び製品	26,729	27,331
仕掛品	908	1,039
原材料及び貯蔵品	3,351	3,210
その他	5,254	6,034
貸倒引当金	△143	△150
流動資産合計	150,551	144,252
固定資産		
有形固定資産	47,976	48,727
無形固定資産		
のれん	7,539	7,260
その他	4,123	4,076
無形固定資産合計	11,662	11,336
投資その他の資産		
投資有価証券	23,532	24,600
その他	5,077	5,231
貸倒引当金	△223	△232
投資その他の資産合計	28,386	29,599
固定資産合計	88,025	89,662
資産合計	238,577	233,915
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,416	14,209
短期借入金	5,914	5,801
1年内償還予定の社債	—	5,000
未払酒税	8,376	7,579
未払費用	4,480	3,763
未払法人税等	5,621	679
賞与引当金	2,081	3,218
その他の引当金	1,817	1,893
その他	5,953	8,402
流動負債合計	48,663	50,548
固定負債		
社債	25,000	20,000
長期借入金	310	301
退職給付に係る負債	6,943	6,663
長期預り金	5,591	5,647
その他	5,644	6,041
固定負債合計	43,491	38,653
負債合計	92,154	89,201

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,226	13,226
資本剰余金	3,196	3,196
利益剰余金	104,739	103,753
自己株式	△9,931	△9,936
株主資本合計	111,230	110,238
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,941	6,578
繰延ヘッジ損益	279	186
為替換算調整勘定	2,894	1,945
退職給付に係る調整累計額	1,085	1,039
その他の包括利益累計額合計	10,200	9,750
少数株主持分	24,991	24,724
純資産合計	146,422	144,714
負債純資産合計	238,577	233,915

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	46,953	50,025
売上原価	29,570	31,031
売上総利益	17,382	18,994
販売費及び一般管理費	17,624	17,811
営業利益又は営業損失（△）	△241	1,182
営業外収益		
受取配当金	186	221
持分法による投資利益	69	102
その他	144	147
営業外収益合計	400	470
営業外費用		
支払利息	114	121
その他	23	46
営業外費用合計	138	167
経常利益	20	1,486
特別利益		
固定資産売却益	0	4
持分変動利益	29	—
その他	2	—
特別利益合計	33	4
特別損失		
固定資産除売却損	19	37
役員退職慰労金	24	34
その他	0	7
特別損失合計	44	79
税金等調整前四半期純利益	9	1,411
法人税、住民税及び事業税	684	920
法人税等調整額	△540	△395
法人税等合計	144	524
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益	△134	886
調整前四半期純損失（△）	△47	75
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△86	811

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△134	886
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	486	637
繰延ヘッジ損益	112	△94
為替換算調整勘定	1,781	△1,181
退職給付に係る調整額	—	△46
持分法適用会社に対する持分相当額	117	△51
その他の包括利益合計	2,498	△737
四半期包括利益	2,364	149
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,995	361
少数株主に係る四半期包括利益	368	△212

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

記載すべき重要な変更はありません。

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が313百万円減少し、投資その他の資産のその他が359百万円、利益剰余金が414百万円、少数株主持分が16百万円、それぞれ増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

連結子会社であるタカラバイオ株式会社は、有形固定資産の減価償却の方法に主として定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更は、同社設立から12年が経過し、また、当連結会計年度より遺伝子・細胞プロセッシングセンター等が稼働することから、研究開発活動及び生産活動において有形固定資産の安定的な使用が見込まれる状況になったことを受け、償却方法を再検討した結果、定率法から定額法に変更することが合理的であると判断したことによるものであります。

この変更により、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ15百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	996百万円	1,012百万円
のれんの償却額	75	116

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,825	9.0	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,213	11.0	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には、特別配当2円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	宝酒造 グループ	タカラバ イオグル ープ	宝ヘルス ケア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	41,892	4,092	292	46,277	570	46,847	105	46,953
セグメント間の内部 売上高又は振替高	85	77	0	164	1,093	1,257	△1,257	—
計	41,978	4,170	292	46,441	1,663	48,104	△1,151	46,953
セグメント利益又は損 失(△)	△134	△358	△39	△532	31	△501	259	△241

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、印刷事業などの機能会社グループであります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)外部顧客への売上高は、当社において計上した不動産賃貸収益であります。

(2)セグメント利益又は損失は、セグメント間取引消去71百万円、事業セグメントに配分していない当社の損益187百万円であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	宝酒造 グループ	タカラバ イオグル ープ	宝ヘルス ケア	計				
売上高								
外部顧客への売上高	44,287	4,635	385	49,308	605	49,913	111	50,025
セグメント間の内部 売上高又は振替高	82	143	0	226	989	1,216	△1,216	—
計	44,370	4,779	385	49,535	1,594	51,129	△1,104	50,025
セグメント利益	830	65	9	905	6	912	270	1,182

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、印刷事業などの機能会社グループであります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) 外部顧客への売上高は、当社において計上した不動産賃貸収益であります。

(2) セグメント利益は、セグメント間取引消去65百万円、事業セグメントに配分していない当社の損益205百万円であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却の方法については、従来、連結子会社のタカラバイオ株式会社は、主として定率法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、第1四半期連結累計期間のセグメント利益が、「タカラバイオグループ」で15百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△0円43銭	4円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△86	811
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△86	811
普通株式の期中平均株式数(千株)	202,862	201,230
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、連結子会社であるタカラバイオ株式会社に新株予約権の残高がありますが、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月4日

宝ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山口 弘志

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

下井田 晶代

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている宝ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。